

平成28年美浦村告示第57号

平成28年第1回美浦村議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年4月1日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成28年4月7日
2. 場 所 美浦村議会議場
3. 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村税条例等の一部を改正する条例)
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - (3) 財産の取得について
(自治体情報システム強靱性向上事業端末及び周辺機器購入)
 - (4) 財産の取得について
(自治体情報システム強靱性向上事業インターネット環境ソフト購入)

平成28年第1回美浦村議会臨時会会期日程

期 日	曜日	時 刻	議 事 内 容
4月7日	木	午後1時30分	<p style="text-align: right;">(開会)</p> <p>○本会議</p> <p>・議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決</p> <p style="text-align: right;">(閉会)</p>

平成28年第1回
美浦村議会臨時会会議録 第1号

平成28年4月7日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村税条例等の一部を改正する条例)

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第3号 財産の取得について

(自治体情報システム強靱性向上事業端末及び周辺機器購入)

議案第4号 財産の取得について

(自治体情報システム強靱性向上事業インターネット環境ソフト購入)

1. 出席議員

1番	松村広志君	2番	竹部澄雄君
3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君
5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君			
教	育	長	糸賀正美君			
総	務	部	長	増尾嘉一君		
保	健	福	祉	部	長	松葉博昭君

経 済 建 設 部 長	岡 田 守 君
教 育 次 長	堀 越 文 恵 君
総 務 課 長	飯 塚 尚 央 君
企 画 財 政 課 長	平 野 芳 弘 君
税 務 課 長	中 澤 真 一 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	木 鉛 昌 夫
書 記	糸 賀 一 志

午後1時30分開会

○議長（沼崎光芳君） 皆さんこんにちは。

第1回臨時会へのご参集、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成28年第1回美浦村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりいたします。

○議長（沼崎光芳君） それでは、議事に入ります前に、村長のごあいさつをいただきたいと思ひます。

村長。

○村長（中島 栄君） 皆さん、改めましてこんにちは。

平成28年第1回美浦村議会臨時会にご参集、大変ご苦労さまでございます。

桜の花も満開となりましたが、きょうはあいにくの雨であります。一雨ごとに寒さも和らぎ、木々には春の装いが見られる時節となつてまいりました。

議員各位におかれましては、本日の小学校の入学式、明日は、中学校の入学式と連日の公務に対応していただき、感謝申し上げます。10日には、木原城山まつりにもご参加をいただき、まつりを盛り上げていただければ幸いに存じます。美浦村の春の一大イベントでもありますし、5万球のチューリップの花も、鼻の下を長くしてお待ちしていると思ひます。新年度の事業や各イベントにも、ご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、ご健勝でのご活躍をご祈念申し上げます。

本日の臨時会の案件は、議案第1号、2号で、専決処分の承認を求めることについて、

美浦村税条例等の一部を改正する条例と、美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例、合せて2件。議案第3号、4号で、財産の取得について、自治体情報システム強靱性向上事業端末及び周辺機器購入と、自治体情報システム強靱性向上事業インターネット環境ソフト購入、合せて2件の4議案であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 続きまして、糸賀教育長が就任後初めての議会となりますので、ここで、ごあいさつをいただきたいと思います。

教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 去る4月1日付けをもちまして、美浦村教育長を拝命いたしました糸賀正美でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めて議会に出席させていただいておりますので、自己紹介をさせていただきたいと存じます。私は、現在、小美玉市に住んでおりますが、地元の安中小学校、美浦中学校を卒業いたしました。その後、就職するまで美浦村に住んでおりましたが、就職を機に美浦村を離れました。離れましたその後も、地元の消防団に入団いたしまして、7年間ほど活動させていただきました。その間、消防団団員としまして、家屋火災や、地元の霞ヶ浦での水難対応などに出動いたしまして、美浦村に対します思いは皆様と同じであると思っております。

次に、私がこれまで従事してまいりました、業務について簡単にお話させていただきたいと存じます。私は、平成3年に茨城県庁に入庁いたしまして、保健福祉、土木、企画などの部署に勤務いたしまして、道路など公共事業の用地買収、常陸那珂港の開港に伴う航路の開設、茨城空港の就航対策、東日本大震災及びつくば市の竜巻災害での被災者支援などに従事させていただきました。ことしの3月までは、知事公室秘書課におきまして、知事並びに副知事の秘書業務に、総括補佐としての立場で携わってまいりました。

今回、従事させていただきます、教育行政は初めてとなりますが、これまでの経験を活かしまして、美浦村のために全力で取り組んでまいりますので、皆様のご協力をいただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長のあいさつが済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（沼崎光芳君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

3番議員 葉 梨 公 一 君

4番議員 小 泉 嘉 忠 君

5番議員 塚 本 光 司 君

以上3名を指名いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時議会の会期は、本日1日間と決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）から、日程第6 議案第4号 財産の取得について（自治体情報システム強靱性向上事業インターネット環境ソフト購入）まで、以上4議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号から議案第4号まで一括して、ご説明申し上げます。

初めに議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

この案件は、美浦村税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき、これを報告しご承認をお願いするものであります。

この専決処分を行った、美浦村税条例等の一部を改正する条例につきましては、経済の好循環を確実なものにするべく、地方創生の推進等を図るために改正された地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されたこと等に伴い、美浦村税条例等の一部に改正が生じたため、専決処分を行ったものであります。

当該条例等の改正における個人住民税の改正につきましては、適切な健康管理のもとで、医療医薬品からの代替を進める観点から、検診や予防接種等を受けている方を対象に、スイッチOTC医薬品、これは、一般用医薬品として薬局、薬店、ドラッグストアなどで販売をされているものというふうになっておりますが、この医薬品の購入費用について、医療費控除の特例措置を講ずる改正でございます。

法人住民税につきましては、地域間の税源の偏在性を是正し、さらなる財政力格差の縮小を図るため、消費税10%段階において、法人割の税率を引き下げるとともに、地方法人税の税率を引き上げ、その税収を、地方交付税の原資とする改正でございます。

固定資産税につきましては、熱損失防止改修住宅等の、減額申請書の記載要件の変更、非課税の範囲として規定される、独立行政法人労働者健康福祉機構が改組されたことに伴

う規定の改正及び地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例に、再生可能エネルギー発電設備にかかわる、課税標準の特例措置、認定誘導事業者が取得した公共施設等にかかわる課税標準の特例措置を追加する改正等でございます。

そのほかの改正につきましては、行政不服審査法等の改正により、現行の不服申し立て制度が、審査請求制度に変更されたことによる、文言等の改正及び納税環境整備として、納付税額を減少させる更正の後に増額する修正申告等があった場合における延滞金の計算において、一定の期間を控除する規定の整備等の改正でございます。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。以上、ご審議の上、承認いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

この案件は、美浦村国民健康保険税条例の改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき、これを報告しご承認をお願いするものであります。

この専決処分を行った、美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が、平成28年3月31日にそれぞれ公布され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、地方税法等に準ずる本村美浦村国民健康保険税条例に改正が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分を行ったものであります。

それでは順次ご説明申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2条につきましては、課税限度額を引き上げるもので、基礎課税額にかかわる課税限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額にかかわる、課税限度額を17万円から19万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、第23条につきましては、低所得者の国民健康保険税の減額措置の対象を拡大するために、軽減判定所得の算定方法を変更するものでございます。また、この条例は平成28年度分以降の国民健康保険税について適用するものでございます。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号 財産の取得（自治体情報システム強靱性向上事業端末及び周辺機器購入について）ご説明申し上げます。14ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この財産取得については、自治体情報システムの強靱化を図り、情報セキュリティ対策を抜本的に強化するための、自治体情報システム強靱性向上事業の中で、マイナンバー利

用事務端末のネットワークを分離し、新たにパソコン等の機器を整備するものであります。

3月30日に執行しました入札の結果、株式会社茨城計算センターが1,115万7,912円で落札してございます。

なお、本事業については、3月の補正予算でご審議いただきましたが、情報セキュリティ強化のために必要な構築の内容を、仕様書に反映させる調整の段階で日数を要しており、3月31日までには、事業が完了しないことから、平成27年度の繰越事業となっております。

続きまして、議案第4号 財産の取得（自治体情報システム強靱性向上事業インターネット環境ソフト購入について）ご説明申し上げます。15ページをお開きいただきたいと思います。

本議案も、議案第3号と同様に、議会の議決を求めるものでございます。

現在、職員が使用しているインターネット環境については、セキュリティの強化のため、グループウェアや財務会計システムなどとは別の端末で閲覧していますが、これを一つの端末で利用できるようにソフトを購入し、セキュリティの強化を図りながら、事務の利便性の向上を図るものです。

総務費においては、行政職員、教育費では、学校で使用するものを同時に購入するものであります。なお、このインターネット環境ソフトについては、ソフト、構築方法が多様なことから、2社からプロポーザル方式により提案をいただき、職員で審査し契約相手を選定した後、随意契約により、株式会社茨城計算センターが1,490万4,000円で落札したものでございます。

また、本事業は第3号議案と同様に、3月の補正予算でご審議いただきましたが、情報セキュリティ強化のために必要な構築の内容を仕様書に反映させる調整の段階で日数を要しており、3月31日までには事業が完了しないことから、平成27年度の繰越事業となっております。

以上、議案第1号より議案第4号まで、一括してご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 6番議員 岡沢です。

平成28年 専決第4号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど村長より提案の理由の説明があったとおり、本条例案の第2条については課税限度額を引き上げるものです。なお、この課税限度額超過となる対象の方々は、比較的所得の多い方であるということは理解しています。しかし、国保加入者に一層の負担増を求めているもので、賛同できるものではありません。

なお、第23条においては、低所得者の軽減の対象枠を拡大するもので、この件については賛同できます。

以上、総体的に考えました結果、負担増を含む条例案については、反対します。以上です。

○議長（沼崎光芳君） そのほか討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） これで討論を終結いたします。

採決いたします。

反対意見が出ておりますので、本案を原案のとおり承認する諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（沼崎光芳君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第3号 財産の取得について（自治体情報システム強靱性向上事業端末及び周辺機器購入）の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第4号 財産の取得について（自治体情報システム強靱性向上事業インターネット環境ソフト購入）の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、平成28年第1回美浦村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 沼崎光芳

署名議員 葉梨公一

署名議員 小泉嘉忠

署名議員 塚本光司